

## 文京区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱

27文福児第1907号平成27年10月30日区長決定

28文男保第2520号平成28年11月30日改正

29文子幼第1509号平成29年9月1日改正

### (目的)

第1条 この要綱は、保育従事職員用の宿舍の借り上げを行う保育施設等の設置者（以下「事業者」という。）に対し、当該宿舍の借り上げに係る費用の一部を補助することにより、保育従事職員の人材確保、定着及び離職防止を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育施設等 区の区域内（以下「区内」という。）の私立認可保育所、認証保育所（東京都認証保育所事業実施要綱（12福子推第1157号）に規定する認証保育所をいう。）、小規模保育事業所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所をいう。）、区立根津保育園及び区立春日臨時保育所をいう。
- (2) 常勤 次に掲げる全ての要件を満たしていることをいう。
  - ア 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第1項第1号の3の規定により明示された就業の場所が保育施設等であり、かつ、従事すべき業務が保育であること。
  - イ 期間の定めのない労働契約を結んでいる者（ただし、1年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む。）であって、当該保育施設等において1日6時間以上かつ月20日以上常態的に継続して勤務し、保育施設等を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。
- (3) 保育従事職員 保育施設等に勤務する施設長、保育士、調理員、栄養士、看護師等をいう。ただし、当該施設の経営に携わる法人の役員は除く。
- (4) 補助対象期間 次に掲げる全ての要件（以下この号において「補助要件」という。）を満たすこととなった日（以下「開始日」という。）から開始日の属する年度の末日（以下「年度の末日」という。）までをいう。ただし、年度の末日までに補助要件を満たさなくなった場合は、開始日から当該満たさなくなった日までを補助対象期間とする。
  - ア 第4条に規定する事業者が宿舍を借り上げていること。
  - イ 第5条に規定する者を雇用していること。
  - ウ 第5条に規定する者が第6条に規定する宿舍に入居していること。
  - エ 第5条に規定する者と第4条に規定する事業者との間で入居契約等が締結されていること。
- (5) 補助対象総月数 開始日が属する月（開始日が月の初日以外の日である場合にあっては、その翌月）から前号の補助対象期間の末日が属する月（当該日が月の末日以外の日である場合にあっては、その前月）までの月数をいう。

(補助対象事業)

第3条 この要綱による補助金の交付対象となる事業は、第4条に規定する事業者が保育従事職員用の宿舍を借り上げる事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

(補助対象者)

第4条 この要綱による補助金の交付対象となる者は、保育施設等を運営し、次条に規定する保育従事職員を雇用するとともに、第6条に規定する宿舍を借り上げ、これに当該保育従事職員を居住させている事業者（以下「補助対象事業者」という。）とする。

(補助対象職員)

第5条 この要綱による補助の対象となる保育従事職員は、保育施設等（保育施設等を異にして人事異動を行う等、相互に密接な関連を有する保育施設等にあつては、同一の保育施設等とみなす。以下この条において同じ。）に勤務する常勤の保育従事職員（世帯主又はこれに準ずる者に限る。以下「補助対象職員」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 平成25年3月31日までに事業者が借り上げた宿舍に入居している者
- (2) 事業者から住居手当等を支給されている者又は住居手当等を支給されている同居者がいる者

(補助対象となる宿舍)

第6条 この要綱による補助の対象となる施設は、補助対象事業者が雇用する保育従事職員の宿舍として借り上げている施設とする。ただし、補助対象事業者又は当該事業者の親族等その他の者（当該事業者が法人の場合にあつては、役員）が所有する施設を除く。

(補助対象経費等)

第7条 この要綱による補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象期間において補助対象職員が前条の宿舍に入居した日から退去する日までに係る賃借料及び共益費（管理費）（以下「賃借料等」という。）とする。ただし、補助対象事業者が補助対象職員から賃借料等の一部を徴収している場合は、賃借料等からその徴収額を差し引いた額とする。

- 2 この要綱による補助金の額は、別表に定める基準に基づき算出した額に補助対象総月数を乗じた額とする。ただし、当該年度の予算の範囲内とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに、文京区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(交付決定)

第9条 区長は、前条の規定による交付申請があつた場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、文京区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

- 2 区長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが適当でないとき認めるときは、速やかに文京区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の条件)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象事業者（以下「交付決定事業者」という。）は、保育従事職員の就業継続に努め、補助金の交付決定を受けたことに伴い第5条に規定する保育従事職員の給与水準を低下させてはならない。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が変動した場合については、この限りでない。

2 区長は、前条第1項の規定による交付決定に際し、条件を付することができる。

(申請の撤回)

第11条 交付決定事業者は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同項に規定する交付決定通知書を受け取った日から起算して14日以内に申請を撤回することができる。

(事情変更による交付決定の取消し等)

第12条 区長は、第9条第1項の規定による交付決定の後においても、その後の事情の変更により必要があると認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(変更申請・承認)

第13条 交付決定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、文京区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金変更承認申請書（別記様式第4号）に必要な書類を添えて区長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第1号又は第2号に該当するもののうち軽微なものについては、この限りでない。

(1) 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助対象事業を中止しようとするとき。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、変更することが適当であると認めるときは、文京区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金変更承認書（別記様式第5号）により、交付決定事業者に通知するものとする。

3 区長は、前項の規定による承認に際し、条件を付することができる。

4 区長は、第2項の規定による審査の結果、変更することが適当でないとき、速やかに文京区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金変更不承認通知書（別記様式第6号）により、交付決定事業者に通知するものとする。

(事故報告)

第14条 交付決定事業者は、補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及びその他必要な事項について、書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告等)

第15条 区長は、補助対象事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、交付決定事業者に対し、補助対象事業の遂行の状況に関し報告を求めることができる。

2 区長は、前項の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、交付決定事業者にその処理について指示をすることができる。

(遂行命令等)

第16条 区長は、前2条の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）

第221条第2項の規定による調査等により、補助対象事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、交付決定事業者に対し、これらに従って当該補助対象事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 区長は、交付決定事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第17条 交付決定事業者は、補助金の交付決定に係る会計年度が終了したとき、補助対象事業が終了したとき又は第13条第1項第3号の規定により補助対象事業の中止の承認を受けたときは、区長が別に定める期日までに、文京区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金実績報告書(別記様式第7号。以下「実績報告書」という。)に必要な書類を添えて、区長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第18条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、実績報告書の審査をするとともに、必要に応じて現地調査等を行い、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、文京区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付額確定通知書(別記様式第8号)により、交付決定事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第19条 区長は、前条の規定による調査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、交付決定事業者に対し、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置を採るべきことを命ずることができる。

2 第17条の規定は、前項の規定による命令により交付決定事業者が必要な措置を採った場合について準用する。

(補助金の請求及び交付)

第20条 交付決定事業者は、第18条の規定により補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに文京区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金交付請求書(別記様式第9号)により、区長に補助金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第21条 区長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) その他補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、第18条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 区長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更したときは、速やかに通知するものとする。

(補助金の返還)

第22条 交付決定事業者は、前条第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、区長が別に定める期限までに、当該補助金を区長に返還しなければならない。

2 交付決定事業者は、第18条の規定により補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、区長が別に定める期限までに、当該補助金を区長に返還しなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第23条 交付決定事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられた場合において、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 交付決定事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられた場合において、これを納期限までに納付しなかったときは、当該納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第24条 区長は、前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、交付決定事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第25条 区長は、第23条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第26条 区長は、交付決定事業者に対し補助金の返還を命じたにもかかわらず、交付決定事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、交付決定事業者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と当該未納付額とを相殺するものとする。

(調書の作成、保管)

第27条 交付決定事業者は、補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類を整備し、これを当該補助対象事業の属する会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第28条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、文京区補助金等交付規則(昭和49年12月文京区規則第44号)に定めるところによる。

(委任)

第29条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表（第7条関係）

補助対象経費	補助基準額	補助率	備考
賃借料 共益費（管理費）	一戸当たり 月額 82,000円	8分の7	補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を差し引いた額とを比較して、いずれか少ない額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。